

昭和 36 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省振興局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22条の規定に基づき、昭和36年度における農業及び生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するため、作成したものである。

目 次

	頁
I 昭和36年度の予算	1
II 実施された事業の概要	4
A 農業改良普及事業費	4
1. 職員の設置	4
(イ) 農業改良普及員	4
(ロ) 専門技術員	4
(ハ) 職員の普及活動の概要	5
2. 資格試験	6
3. 農業改良普及所の設置	7
4. 巡回指導施設の整備	7
5. 畑作農家総合指導施設の設置	8
6. 畑地かんがい営農指導施設の設置	8
7. 農業改良普及員の研修の実施	8
B 生活改善普及事業	9
1. 職員の設置	9
(イ) 生活改良普及員	9
(ロ) 専門技術員	9
(ハ) 改良普及員の普及活動の概要	10
2. 巡回指導施設の整備	11
3. 生活改善普及器材の整備	11
4. 農家生活技術改善研究の実施	11
(イ) 農家生活技術適応実験の実施	12
(ロ) 農家生活技術連絡研究の実施	13

5. 農繁期対策短期生活教室開設	14
6. 生活改良普及員に対する研修	14
(1) 県別研修	14
(2) ブロック研修	15
7. 漁家生活普及計画の樹立	15
8. 生活改良普及員の養成	15
C 農業講習施設による改良普及員等の養成	16
D 経営伝習農場および農村青年研修館における 農村青少年の教育	16

I 昭和36年度の予算

農業改良助長法第3章により、補助金を交付される協同農業普及事業の内容は同法第14条により、次のように規定されている。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実施展示を行なうこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
4. 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により1.及び2.の事業については、都道府県は配分された国の補助金に都道府県費を2分の1加えて支出することが求められている（補助率 $\frac{2}{3}$ ）。農業及び生活に関する普及事業のうち補助率 $\frac{2}{3}$ の事業について、都道府県別の支出額は附表(1)及び(2)のとおりである。3.及び4.の事業については、国庫補助金と同額の都道府県費の支出が求められているが（補助率 $\frac{1}{2}$ ）、これらの事業のうち改良普及員の養成、研修、農業講習所及び経営伝習農場の経費についての都道府県別支出額は附表(3)及び(4)・(5)のとおりである。

昭和36年度において定められた国の予算額及び事業別の内容は下記のとおりである。

(イ) 農業改良助長法第14条第1項第1号及び第2号に係るもの

(1) 農業改良普及事業費補助金

I 農業改良普及職員設置費補助金	2,129,958,000 円
農業の改良普及に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費、指導旅費である。専門技術員は前年度どおりで597人、農業改良普及員は10,964人（普及所長1,586人、特技普及員1,598人、一般普及員7,780人）を設置する。	
II 普及事務所運営費補助金	121,671,000 円
農業改良普及所の必要な経費の一部を補助するものである。	
III 巡回指導施設費補助金	35,250,000 円
改良普及員の巡回指導に必要なオートバイ425台の購入費である。	
IV 煙作農家総合指導施設費補助金	10,339,000 円
畑作地帯における営農改善の指導を強化するため、指導施設を設置し、普及の拠点たらしめるための運営費である。	
V 畑地かんがい営農指導施設費補助金	6,294,000 円
畑地かんがい工事実施地区において、通水数年前より畑地かんがい営農を展示指導し、か	

んがい水到着と同時に適切な畑作を行なうための指導施設の設置運営費である。

(2) 生生活改善普及事業費補助金	362,130,000 円
I 生活改善普及職員設置費補助金	331,189,000 円
農家生活改善の普及指導に従事する専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費及び旅費である。	
設置員数は専門技術員は 46 名の増で 138 人、改良普及員は 30 人増で 1,850 人(内 60 名漁家生活向けである。	
II 巡回指導施設費補助金	18,909,000 円
改良普及員の巡回指導を効率化するために新たにスクーター 270 台を設置するに必要な経費である。	
III 生活改良普及員普及器材整備費補助金	2,169,000 円
改良普及員の普及活動に必要な幻燈スライド、水質検査器、携帯用木工器具セット、携た い用黒板、フランネル板スクーリング付幻燈機等を整備する経費である。	
IV 農家生活技術改善研究費補助金	3,744,000 円
各都道府県の生活技術改善のための実験を行なうに必要な経費、ならびに 12 県を指定し て実施する生活技術連絡研究に必要な経費である。	
V 短期生活教室開設費補助金	2,280,000 円
農繁期対策に必要な生活技術の内、短期日に取得又は作成可能なもの及びそれに関する知 識の講習会を開催するに必要な経費である。	
VI 漁家生活改善普及計画樹立費補助金	421,000 円
漁家生活改善を進めるについての普及計画樹立に必要な経費である。	
(ロ) 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に係るもの	
(1) 改良普及員研修費補助金	23,027,000 円
改良普及員に対してその発展段階に応じて必要な資質を高めるため中央で実施する新任者研 修および所長研修に参加するに必要な経費と、技術の進展に即応せしめるために実施する一般 普及員研修と普及活動の効率化と普及指導の濃密化を図るための特技研修及び特技普及員再研 修に必要な経費である。	
(2) 生活改良普及員研修費補助金	3,418,000 円
生活改良普及員に対し、生活技術、普及方法等普及活動の推進に必要な研修を実施するため の講習材料費、講師謝金等である。	
(3) 農業講習所費補助金	23,864,000 円
改良普及員等第一線農業技術者の養成のため、都道府県農業試験場内に設置されている農業 講習所の増改築補修費、設備整備費及び園芸教育施設費である。	
(4) 生活改良普及職員養成費補助金	3,428,000 円
生活改良普及員養成施設の宿舎の増築及び組織運営に必要な経費である。	

(5) 経営伝習農場費補助金 21,162,000円
農家の後継者育成のため、農業及び生活の実務講習を行なう都道府県の経営伝習農場の建物の増改築補修費、生産教育施設整備費ならびに経営伝習農場新設費である。

II 実施された事業の概要

A 農業改良普及事業費

1. 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として農業改良助長法第14条の2によつて専門技術員及び改良普及員が置かれている。

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究するとともに改良普及員の指導に当つており、改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術及び知識の普及指導に従事している。

専門技術員及び改良普及員の任用資格は、法律に基いて政令で定められていて、その資格を有するものでなければ任用されない。

(イ) 農業改良普及員

農業改良普及所に所属し、普及事業の現地勤務に従事する農業改良普及員の定数は、10,964人（普及所長1,586人、特技普及員1,598人、一般普及員7,780人）で、その充足状況は下記のとおりである。

国 庫 補 助	
定 員	現 員
10,964人	10,866人

この都道府県別の数は、附表(6)のとおりである。

なお、農業改良普及員の学歴別構成は下表の通りである。

学歴	大学卒	短大高専卒	農業講習所卒	農業技術員養成所卒	旧中等学校卒	その他	計
人 数	418	798	2,685	1,599	4,860	506	10,866
比 率(%)	3.8	7.4	24.7	14.7	44.7	4.7	100.0

(ロ) 専門技術員

専門技術員は、都道府県の普及事業担当課若しくは農業試験場に駐在し、試験研究機関と密接に連絡しつつ各専門項目について調査研究するとともに改良普及員を援助し、普及事業の推進に当つている。

専門項目は、稻、麦及び雑穀、病害虫、土じよう肥料等の20項目に分れ、各都道府県では、その県の農業事情に応じて項目を選択して有資格者の中から任用している。

36年度における国庫補助の定員は597人であるが、その専門項目別設置数は次のとおりである。

稻 47人 畜産 一般 64人

麦及び雑穀	34人	乳	牛	7人
農機具	31名	養	鶏	3名
家畜衛生	5名	農畜産加工		23名
畜力利用	5名	飼料作物及び草地改良		19名
工芸作物	21名	営農林		2名
土壤肥料	50名	普及方法(青少年)		17名
病害虫	51名	普及方法(農業)		28名
果樹	58名	農業土木		1名
そさい及びいも類	59名			
農業経営	55名			

また、専門技術員の学歴別構成は下表の通りである。

37年3月31日現在

学歴	大学卒	短大高専卒	農業技術員 養成所卒	旧中等学校 卒	その他	計
人 数	99	314	25	129	8	575
比 率 (%)	17.2	54.6	4.4	22.4	1.4	100.0

なお、都道府県別設置状況は附表(7)のとおりである。

(八) 職員の普及活動の概要

普及事業の発足当初、新技術の導入とその成果によつて、改良普及員は、農家の信頼を高め、その後も技術の伝達者として、農家の相談相手として、農家からの要望が非常に多くなつてゐる。改良普及員の活動はそれらの要望に応えるために、多忙を極め、その活動が夜間に及ぶことも少なくなく、農民と接する活動は、それらの処理で殆んど時間が使われている。

さらに、各種の補助奨励事業、市町村の行なう事業に対する技術的協力、試験研究機関の行なう各種現地試験や調査に対する協力等が改良普及員の活動として加わり、改良普及員の活動は、下表のように極めて多種多様になつてゐる。

またその活動の仕方という面からだけ考えても、非常に広範であるとともに、ひとつの仕事や1日の仕事も数種類の仕事の組合せによつて運ばれるといつた多様性をもつてゐる。

農業改良普及員の種類別活動時間 (昭和36年年間平均)

種類	直接農民指導	指導準備	調査又は審査	研修	打合会議	事務	その他	計
活動時間	1,037.4	219.8	236.3	208.0	300.1	252.8	108.7	2,363.1
(%)	(43.9)	(9.3)	(10.0)	(8.8)	(12.7)	(10.7)	(4.6)	(100.0)

指導内容別活動時間 (昭和36年年間平均)

項目	普通作	そさい作	果樹作	特用作	畜産	草地改良	飼料作	農機具	畜力利用	農業經營	青少年育成	その他	計
活動時間	640.4	274.1	215.0	78.0	186.6	44.9	35.4	212.8	99.2	576.6	2,363		
%	(27.1)	(11.6)	(9.1)	(3.3)	(7.9)	(1.9)	(1.5)	(9.0)	(4.2)	(24.4)	(100.0)		

なお、36年度における活動区分時間比からうかがえることは、指導の質をたかめるための指導準備、職員研修、関係機関との連携のための打合せなどが増加し、逆に事務、移動の時間が減少し、農民接觸時間は前年に比し若干増加しつつある。指導の内容としてはそ菜、果樹、畜産などが増加の傾向にあり、企業的経営の進展とともになつての経営指導も多くなりつつある。

次に年間活動時間は1人平均2,363時間、1カ月にして196.8時間、1日当り活動時間は8.57時間となつている。

なお、33年度からは農業改良普及所が法律に基く必置機関とされ、普及員個々の活動を結集して普及所としての総合力を発揮するとともに地区内の農業技術指導のセンターとしての機能も果すよう期待されるようになつたので、従来の農業改良普及計画を部落及び農業研究会等の農民集団毎に検討整理して深化を期するとともにその指導に当つては地域分担活動よりも、各普及員の得意な指導項目を計画的に組合せることにより普及所としての総合力と機動性の強化に重点が置かれるようになり、活動の単位も普及員個人個人のそれから普及所を1単位とするようになり、地区内の市町村、農協等の農業指導機関団体とは農業改良普及計画に基いて連絡協調を強化することにより、農業技術指導のセンターとしての機能を果すよう努力が続けられている。

直接農民に接する活動については、地区農業改良普及計画に基く計画的な指導、季節的必行事項の指導の、偶発的な問題処理の指導、自作農維持創設資金、農業近代化資金、農業改良資金等各種資金の活用に関する指導、農業構造改善事業に関する普及指導をはじめとする各種奨励事業に協力する仕事、社会教育事業への協力、市町村の行事への協力、試験研究への協力、その他国又は県の催しに協力する仕事というように多種多様であり、関係各分野からの協力要請がますます増加されて來ると、ただ要請されるままに無計画に活動をつづけていては、十分な協力もできなくなるばかりでなく、改良普及員本来の仕事も達成されないという反省から、普及活動の計画化、効率化がはかられるようになつた。

2. 資格試験

専門技術員及び改良普及員の任用資格については、農業改良助長法第14条の3に規定が設けられ、これに基いて「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」が定められている。改良普及員については、政令第3条の規定に基き、都道府県に「改良普及員の資

格試験及び資格認定に関する条例」が設けられ、この条例に基いて、都道府県毎に資格試験が行なわれたが、36年度における結果は下記のとおりである。

改良普及員資格試験成績概況

学 歴 分 区	大学卒業者			高専、短大 卒業者			農業講習所 卒業者			旧中等学校、新 制高校卒業後3 年以上の経験者			計		
	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率
農業改良普及員	272	176	64.7%	137	81	59.1%	817	744	91.1%	201	108	53.7%	1,427	1,109	77.7%
生活改良普及員	50	39	78.0%	523	408	78.0%	83	74	89.2%	59	40	68.0%	565	565	79%

専門技術員の資格試験は政令の定めるところにより、農林省で実施しているが、36年度における審査結果は下記のとおりである。なお、政令第二条の但書に該当する者で資格認定の申請があつて、認定書を交付された者は 66 名である。

専門技術員資格試験成績概況

専 門 項 目 分 区	麦 及 稻 作	菜 及 芸 作	果 及 草 地 改 良	工 及 肥 料 改 良	飼 料 作 物 及 び 草 地 改 良	土 じ よ う 肥 料	病 害	畜 産	乳 牛	養 育	家 畜	農 畜	畜 業	農 業	營 業	被 食	住 宅	普 及 方 法	普 及 方 法	普 及 方 法	計					
	穀	類	樹	物	料	料	肥	害	产	般	生	畜	力	業	農	營	食	住	及	方	農					
受 験 者 数	39	21	32	17	8	19	32	48	25	11	10	7	4	13	0	31	0	0	5	14	4	392				
合 格 者 数	23	16	20	10	7	13	23	28	18	5	7	3	4	12	0	14	0	0	5	6	3	239				
合 格 率 (%)	58.9	76.1	62.5	58.8	87.5	68.4	71.8	58.3	72.0	45.4	70.0	42.8	100.0	92.3	0	45.1	0	0	100.0	42.9	75.0	66.7	10.0	60.0	57.1	61.0

3. 農業改良普及所の設置

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点として、昭和33年10月から法律に基いて設置されることになった。

都道府県は条例をもつて、その位置、名称、管轄区域を定め、改良普及員は全員普及所に所属せしめられている。条例に基く全国の農業改良普及所の数は、1632カ所で、支所の数は73カ所となつている。

この農業改良普及所の運営に必要な経費については、昭和30年からその一部について補助するようになり、その額も年々増加して昭和36年度においては、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱費、人夫賃などの経費につき、1カ所当たり76,716円が補助された。

農業改良普及所の都道府県別数は、附表(6)のとおりである。

4. 巡回指導施設の整備

改良普及員の普及活動は、農家及び圃場等の現場における指導に重点がおかれているが、その

活動に機動性を与える、活動の能率を高めるため、各普及員に対し、従来から自転車の整備に重点をおき、自転車各1台を購入し、その更新補修を毎年行なつて来た。最近特に普及員の活動が広汎多岐に亘つて來たので、その機動力を更に増大することが必要になり、31年度よりオートバイの整備に着手、36年度においては425台補助したが、その結果1,436台が整備された。

5. 畑作農家総合指導施設の設置

畑作農業の振興のため行なわれる各種施策に対応して、畑作農家の営農改善に関する普及指導を強化するため、昭和34年度から畑作農家総合指導施設を設けた。

これは、我国の主要畑作地帯の代表普及地区内の部落を畑作農業地域の分布を考慮して3ヵ年計画で全国630ヵ所を設置しようとするもので、本年度においては210ヵ所の設置をみ、34年度設置以来併せて630ヵ所となつた。この指導施設においては関係機関の協力を得つつ専門技術員の充分な指導のもとに農業改良普及所が中核となり、農家の営農診断、営農設計及び改善計画の実施に関し、部落農家に対して総合的且つ濃密な指導を行ない、畑作農家経営の改善を促進し、もつて地区内の畑作農業改良の普及の拠点たらしめようとするものである。

6. 畑地かんがい営農指導施設の設置

国営、公團営又は県営の大規模な畑地かんがい工事の受益地で、かんがい水が、到着する数年前に畑地かんがい 営農指導施設を設置し、畑地かんがい 営農の展示指導を昭和35年度より行なつてゐる。本年度設置した地区は土浦(茨城)1、埴科(長野)1、豊川1、濃尾(愛知)1、宮川(三重)1、北条砂丘(鳥取)1、の5県6ヵ所で、前年度設置分と合わせると16ヵ所を指導している。

7. 農業改良普及員の研修の実施

普及事業の中心をなすものは改良普及員であり、その資質如何は、事業の成否をきめる鍵である。

農業改良普及員に対する研修は、中央で、新任者研修及び普及所長研修、各都道府県で一般普及員研修、特技研修及び特技普及員再研修を実施した。

新任者研修は、普及員として基礎的に必要な普及指導の原理、理論等を付与するため中央で行なつたもので、教育原理、教育方法、農村社会、普及指導の歴史的変遷等々について、約2週間、300人に対し実施した。

普及所長研修は、所長に対して農業の基本的動向及びリーダーシップへの理解向上をはかるため中央で行なつたもので、農政論、人間関係論等々について約1週間、300人に対し実施した。

一般普及員研修は、農業改良普及員に対し、地区の農業事情に応じ新しい農業技術について技術水準を向上させ、普及活動に資するため、3年に1回の割で研修を行なうもので、各都道府県で2,492人(1県当たり平均55人)に約1ヵ月間実施された。

特技研修は、農業の選択的拡大の動向に即し、指導力の増大をはかるため行なつたもので、36年度においては、畜産605人、園芸431人、経営320人計1,356人について、約6ヵ月間の研修が実施された。

特技再研修は、34年度に設置した530人の特技普及員に対し、特技の補習研修(畜産、そさ

い、果樹、農機具の科目)を約1ヵ月間実施した。

B 生活改善普及事業

家族労働を基調とし、自給的性格を濃厚に帯びるわが国農業経営の改善をはかるためには、生産対策と平行して、農家生活に対する指導が不可欠である。家族労働力の保持、家事労働の軽減、生活資源の効率的処理、現金支出の合理化等、生活の合理化が農業の改良と併せすすめられて、はじめて農業諸施策の浸透は期しうる。生活改善普及事業が農業改良普及事業の一環として積極的に推進されているゆえんである。

1. 職員の設置

生活改善普及事業に従事する道府県の職員として、農業改良助長法第14条の2によつて生活改良普及員と生活改善専門技術員が置かれている。

(イ) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに都道府県が設置する農業改良普及所に所属して農家の生活改善全般について総合指導を進めている。36年度30人の増員により、1,850人の生活改良普及員が普及所に配置されているが、この内60名は漁家生活改善指導のために13県に対し、実験的に配置している。

生活改良普及員未配置普及所の解消ならびに1人当たりの可動範囲及び技術的組合せを考慮して効果的総合的な活動を行なうため、生活改良普及員の増員の必要性が痛感されている。

(ロ) 専門技術員

生活改善関係専門技術員は、36年度46名増員され年度末現在138人で各都道府県に対し平均3人となつてゐる。これらの専門技術員は、被服、食、住、家庭管理、普及方法の5専門項目に分けて設置することとなつてゐる。高度の専門的立場から生活改良普及員を指導する専門技術員の任務が完全に果されるためには、各都道府県に5人(各専門項目ごとに1人)ずつ設置する必要がある。現在3人の定員は、暫定措置として、被服、食、住、家庭管理のうちのいずれかの生活技術担当の専門技術員と普及方法を担当する専門技術員に分けて、生活改良普及員に対する生活技術、普及方法両面の指導にあてている。

生活改善関係専門技術員専門項目別設置状況

項目		人數
生活技術	被服	26人
	食	40人
	住	10人
	家庭管理	15人
普及方法		46人
計		138人

生活技術担当の専門技術員は、専ら展示実験施設に駐在し、農家の生活技術の創出修正を行なうとともに、生活技術について生活改良普及員を指導援助し、普及方法担当の専門技術員は、県庁主務課にあつて普及活動の方法の研究に当るとともに、この面から生活改良普及員の指導を行なつている。なお、都道府県別設置状況は、附表(6)のとおりである。

(ハ) 改良普及員の普及活動の概要

普及活動は、初期の啓蒙活動の段階を経て本格的な普及指導の段階にすすんでいる。農地改革を契機とする一連の農業民主化運動及び営農方式の著しい進歩、農村婦人の法律的地位の向上、学校教育の充実などによつて農家生活も表面的には相当の改善をみたが、その生活の実態にはなお多くの欠陥を残し、農民生活の福祉と農業生産の増強に重大な障害を及ぼしている。例えは食生活をとつても、各種栄養素の不足に起因する身体症候発現率は都市の1.4倍弱に及び、早急な対策を必要としている。しかも、このような欠陥は農業経営の形体や生活意識、生活慣習などと固くむすびつき、一片の啓蒙宣伝や物質援助によつて是正しうるものでなく、農民の自覚と意欲を培養し、その主体的な活動のもとに実態に適合した技術的援助を行なうことによつて逐次改善をはかつて行く外はない。しかし農家生活に対する技術的指導を担当する生活改良普及員の定員は1,850人にすぎず、1普及員当りの担当農家は3,400戸を超えており、この多数の農家を一挙に指導の対象とするならば、散漫な啓蒙活動によつてもなお1人の普及員の活動時間をもつておおうことはむずかしく、生活改善の効果は期待し得ない。

したがつて、生活改良普及員の活動方式としては、担当地区内的一部(200戸内外)を区切り、ここを濃密指導地域としてこの中の重要且つ共通性の高い生活の問題を改善するために、経済力、知識、技術、能力等に応じ各層の人々が無理なく改善できるよう各種活動を立体的に組合せて援助している。

なお、この地域以外においても啓蒙活動及び事項別指導(例えは、保存食の作り方、作業衣の防水方法とか、1、2の課題解決のための指導)などによる指導を行なつている。これらのなかより特に継続的援助を要望する場合は、グループ指導を行なうこともある。グループにおける活動を通じて農民はいちじるしい人間的成长をとげるとともに、複雑で困難な生活改善の課題を経済力、技術能力に応じて無理なく解決している。このグループの数は36年3月現在で15,355、グループ員は318,024人で、普及員1人当り9.6グループとなつてゐる。1グループの平均員数は21人である。グループ数、グループ員数は毎年増加しており、普及活動の着実な進展を物語つてゐる。

生活改善実績発表大会などからグループ活動をみると、とりあげる問題が漸時複雑となり、技術的にも高度になつてゐるのが目立つ。また、有色野菜の計画栽培による口角炎の解消、家畜の飼育による不足栄養素の補完など生産の改善と結びつけた解決方法も多くなつてゐる。さらに、グループでの経験と学習の基礎に立つて自分でプロジェクトをもち、創意工夫を發揮して独自な改善を行なつてゐるものも増えている。

普及活動は衣、食、住、家庭管理、保健衛生等生活のすべての面に及び、しかも物的施設の改善のみならず、農民の生活に関する知識、技術の向上に努力しているので、その成果を年度毎に正確に評価することは困難である。これには、組織的な総合調査を要するのであつて、これまでのところ、本事業の実績を把握した資料はない。しかし、その一端を示すものとして、32年2月農林省農林經濟局統計調査部の実施したかまど改善状況調査によれば、普及事業の発足した24年以降の改善戸数は1,600千戸にのぼり、しかも普及員の配置数と明瞭な相関関係を示し、農家生活の改善に対する生活改善普及事業の寄与を示している。

生活改良普及員の活動時間の各月の内訳は次表のようであるが、女子の勤務としては、超過勤務時間が多く、農民の要望と普及員数との間の不均衡を是正する必要に迫られている。

また、最近、新生活運動、健康農村建設運動、新農山漁村建設事業等、農民生活の向上を標榜する各種の事業が実施されているが、生活改善普及員はその援助者として広く関与を求められている。

36年度月別勤務時間の内訳

月別 項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
現地指導	時 85	時 90	時 82	時 91	時 95	時 89	時 84	時 81	時 91	時 86	時 89	時 93	時 88
指導準備	34	37	41	38	39	37	35	37	34	32	31	34	36
研修	15	18	27	22	16	20	26	26	20	18	27	21	21
関係機関との会議	12	12	12	11	9	10	11	11	11	12	11	12	11
事務	29	27	29	27	27	25	31	24	28	24	20	27	26
その他	11	12	14	13	12	12	14	13	16	12	11	14	13
勤務総時間	186.9	197.4	203.3	200.7	197.4	193.5	199.7	190.7	196.8	183.2	188.6	198.8	195.2

2. 巡回指導施設の整備

生活改良普及員が普及活動を行なうにあたつて、31年度から新たにスクーターが配置され、巡回時間の短縮と疲労の軽減をはかることになった。35年度におけるスクーターの設置台数は1,000台となつている。

3. 生活改善普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を適確にする手段として各種の普及器材を必要とするが、この目的のため都道府県において整備された普及器材の主なものは、幻燈スライド、水質検査器、組立台所模型、大工道具セット、歩測計、計量器、スクリーン付幻燈機等である。

4. 農家生活技術改善研究の実施

農家生活の改善に関する実験及び展示を行なう施設として28, 29の両年度にわたり、生活改善展示実験施設が設置された。この施設において専門技術員が実験に従事しつつ、生活技術上の問題を解決していくことによつて、農家向けの生活技術の確立をはかつている。これらの実験のう

ち国から出した課題に基いて行なわれる実験に対しては、国が研究費補助金を交付しているが、これには適応実験費と連絡研究費の2種類がある。

(イ) 農家生活技術適応実験の実施

生活技術を農家に導入する場合には、地方により生活条件が異なるため、その地方の農家生活の実態に適するよう大なり小なり技術の修正を行ない、適応性を持たせることが必要である。

このため展示実験施設における実験の実施と相まって、必要に応じて実験農家を設定して、生活技術の修正のための実験を行なっているが、これを適応実験と呼んでいる。36年度において国から出した課題は18で、これに対し46都道府県において132項目の実験が実施された。そのうちの数例をあげれば次のとおりである。

昭和36年度農家生活技術適応実験

部 門	実 験 項 目	県 名
被 服	寝具の維持管理に関する実験。 • わら布団の作り方と、保温に関する実験。 • 寝具の作り方とサイズ、種類、組合せ方等に関する実験作業衣、ふだん着及びそれらの下着の組合せ方と管理法に関する実験。 • 農繁期、水田地帯における農作業衣、家事作業衣、下着及び補助着の適当な組合せ並びに必要枚数を知るための実験。 農業機械使用のための作業用補助衣の形態に関する実験。 • 一般被服工作又は被服管理に関する実験。 • 果樹園及び水稻早期栽培地帯における作業衣並びに補助衣の形態に関する実験。 • かんたんに脱ぎ着のできる家事作業衣の着用実験。	神奈川県他1県 埼玉県他7県 宮城県他7県 福島県他5県 北海道他1県 神奈川県
食 物	1人1日350g以上の野菜を摂取するための献立とその活用法に関する実験。 • 1人1日350g以上の野菜をとるための献立とその調理法に関する実験。(春秋、山間部、水田地帯端境期において)又1人1日100g以上の緑黄野菜を含む。 • インスタント食品に組合せて野菜が1食150g(うち1/3は緑黄野菜)となる献立と調理法の実験。 食用油を1人1日当たり15g(又は20g)摂取するための農繁期向献立とその調理法に関する実験。(共同炊事向献立も含む) 畜産物の簡易加工保存法と保存期間に関する実験。 • 合成樹脂フィルム(クレハロン及びハイゼックス製)を利用して農繁期1カ月保存できる魚肉、鶏肉の簡易加工に関する実験。 • 燻液及び燻煙による鶏の燻製の作り方とその保存期間に関する実験。 • 肉の塩漬及び味噌漬による保存方法と保存期間及びその利用方法。 • 牛乳を利用した乳酸飲料。 麦(小麦粉を含む)、甘藷、馬鈴薯の調理、加工法に関する実験。	宮城県他12県 三重県 青森県他17県 北海道他7県 山形県他1県 福岡県他2県 滋賀県 青森県他3県

部 門	実 験 項 目	県 名
	大豆を主体とした農家向簡易献立及びその調理加工法に関する実験。 • 簡単な納豆の作り方。 一般調理技術又は食品加工術に関する実験。 • 牛乳豆腐のビスケット様おやつの作り方。 • 落下リンゴの利用法。 • 保存食をとり入れた農繁期間の献立とその調理方法に関する実験。 • 高蛋白低塩味噌の試験の包装貯蔵について。 • 電熱線を熱源として簡易製麺(加温)装置の試作。 • 農繁期献立とその調理法に関する実験。 • 家庭向漬物に関する実験。 • 牛乳料理について。 • 食生活の診断方法に関する実験。 • カルシウム強化味噌における、大豆配合割合及び容器別の食用期間に関する実験。	山形県他6県 岩手県 岩手県 秋田県 埼玉県 千葉県他3県 鳥取県 高知県 福岡県 鹿児島県
住 居	農家住宅内寝室の個室化のための遮断壁の構造に関する実験。 • メタンガス発生用投入材料に関する実験。 • 一般家庭工作技術に関する実験。	宮城県他2県 岐阜県他3県 奈良県他1県
家庭管理	• 生活改善事項に関連して利用しようとする際の家計記録簿様式の確立に関する実験。 • 子供のおやつと小遣のやり方。 • 毎日の栄養の確保に結びついた家計記録様式。 各種燃焼具の効果的な利用法に関する実験。 • 各種燃焼器具の組合せ使用による炊事時間の短縮化に関する実験。 • 石油コンロ及びプロパンガスの保温箱の併用と使用法及び効果の把握に関する実験。 • 農家の調理器具類等の整備基準に関する実験。 • 一般家庭管理技術に関する実験(調理器具) 農家住宅における被服の格納に関する実験。	栃木県他1県 埼玉県他3県 三重県他4県 北海道他1県 群馬県他3県 秋田県他4県 長野県他1県 三重県

(ロ) 農家生活技術連絡研究の実施

各地帶ごとに至急解決を迫られている生活技術上の課題のうち専門技術員のみでは解決しえない問題については、課題毎に農家生活の各分野に関する専門技術者の参集を求め、その総合指導の下に実験研究を行ない解決をはかつている。36年度においては次の12県で12項目を実施した。

昭和36年度農家生活技術連絡研究項目

部 門	研 究 課 題	県 名
被 服	• 渔村の女子用作業衣の形態及び地質に関する研究。 • 農家の所得階層別並びに農業経営形態別にみた衣服設計に関する研究。	宮城県 岡山県

部 門	研 究 課 題	県 名
被 服	・農家に適した衣服設計に関する研究。	山 口 県
食 物	・自家醸造味噌の改善に関する研究。 ・都市周辺、農家の食生活の合理化に関する研究、(主として兼業農家における、日常食品の調達方法と調理方法について)。 ・合理的な食糧構成の確立に関する研究。	福 島 県 三 重 県 鹿 児 島 県
住 居	・農家の入手しやすい新材料による防寒構造とその施行法に関する研究(主として台所を中心として)。 ・標準設計の農村住宅改善に及ぼす影響に関する研究。 ・大都市周辺農家における住生活に関する研究。(特に台所設備の配置計画とその改善効果について)。	北 宮 海 城 道 県 大 阪 府
家庭 管 理	・農家家計費の構成に関する研究。 ・本県における地域別家計診断に基いた日常食の合理化に関する研究。 ・1日単位の炊事時間の短縮に関する研究(生活改善グループの特性別生活技術改善実行度の比較研究)。	福 岡 県 大 分 県

5. 農繁期対策短期生活教室開設

農繁期における過激な労働は、この時期の栄養摂取上の不均衡と相まって、農繁期後に著しく農民の疾病率を高め労働力の質を劣悪化している。また農家の人口過剰は農業経営の安定の上からも農民生活の向上の上からも解決を要する問題である。そこで、農繁期対策に関する生活改善の知識技術の浸透及び農家生活設計家族計画の必要性で認識させるため、短期講習会を開催する。

農繁期対策 家族計画

開設回数及時期	第1回 2日間	1日
個所数	116 カ所	96カ所
参加者	1カ所当たり 40人	60人

6. 生活改良普及員に対する研修

(1) 県 別 研 修

資質の向上をはかり、普及活動を効率化するため、各都道府県において専門技術員が中心となり、研修を実施した。普及計画のたて方や、展示実験室を中心としてつくり出される新しい生活技術の習得など当面の普及上の課題の解決を試み、研修を通じて普及事業の推進をはかつた。

各都道府県において行なわれた研修の項目及び方法は次のとおりである。

(イ) 研修方法とその割合。

(全 国 平 均)

	新 任 者	全 員	グ ル ー プ	個 別	技 術 向 上 研	合 計
研修対象者(人)	6	37.6	32.6	16.3	14.9	107.4
日 数	11.6	5.5	10.3	11.3	21.5	60.2
時 間 数	83.1	40.4	75.7	98.0	149.3	446.5

(ロ) 研修内容とその割合 (38県平均)

研修内容	普 及 方 法	生 活 技 術	基 础 理 论	そ の 他	計
割 合	53 %	37 %	2 %	8 %	100 %

(2) ブロック研修

重点協力県における実施普及員(地域濃密指導を実施している普及員)の地域濃密指導の進度を知り、その実施過程における問題点の解決を計ると共に、参加県の普及員は具体的な事例について地域濃密指導をすすめる上での知識を得ることにより活動の充実をはかるため、次の通り、ブロック研修会を開催した。

(イ) 開催担当県 岩手、山梨、福井、和歌山、山口、宮崎

(ロ) 参 加 者 生活改良普及員2~3名

生活改善関係専門技術員2~3名

普及所長(担当県のみ) 4~5名

(ハ) 期間及び内容 2泊3日

地域濃密指導のすすめ方とその過程の問題点の検討

普及計画第1部プログラム構成の手続きとその過程における問題点の検討

7. 漁家生活普及計画の樹立

普及員が効率的に活動をするためには適確に漁家の生活を把握し、これに基づいて普及計画をたてて活動することが大切である。とくに漁村の自然的・社会的条件が農村のそれとは大いに異なるので充分にその生活のしくみ、部落や集団の構造について漁村有識者の助言を得て実態調査を行い。これに基づいて、各地域に適応する普及計画を樹立し活動をすすめている。

実施県 岩手、石川、和歌山、広島、岡山、山口、香川、高知、長崎、宮崎、鹿児島。

8. 生活改良普及員の養成

農家の子女のうちから、農家生活の改善に対する関心と意欲をもつものを、資質の高い生活改良普及員として養成するため、岩手、長野、香川の3県で継続実施している。また、本年度は香川県に寄宿舎を新築した。

C 農業講習施設による改良普及員等の養成

改良普及員等、農村における第一線技術指導者の養成並びに研修機関としての都道府県の農業試験場内に農業講習所が置かれている。

農業講習所は、高等学校卒業者を入所資格とし、2カ年間、農業の技術及び普及方法に関する専門的な教育を実施し、改良普及員として必要な知識技術を附与すると共に、市町村、農業協同組合、農業共済組合等の技術員の養成に努めている。

36年度における農業講習所の在所生は、農業科第1学年661人、第2学年895人、計1,556人で生活科第1学年56人、第2学年56人、計112人となつてある。

その都道府県別の内訳は附表(8)のとおりである。

D 経営伝習農場および農村青年研修館における農村青少年の教育

農村青少年活動の中核となる者及び将来の中堅自営農民の育成を目的として全国に53の経営伝習農場とこれら農場の中央モデル施設並びに幹部職員養成機関としての八ヶ岳経営伝習中央農場、女子実務講習施設(ともに団体立)を設置運営している。

経営伝習農場における教育は、中学校卒業者を本科生とし、本科修了者及び高校卒業者を研究生(専修生)として入場せしめ、1年乃至2年間、生産実習による実務教育と、全寮制による生活教育を行なつてある。

昭和36年度においては全国53農場で男子生徒2,353名、女子生徒数319名計2,672名を対象に教育を実施し、施設整備においては生産教育設備、寄宿舎等の建物施設の拡充強化並びに4農場を移転整備した。

一方経営伝習農場敷地内に農村青少年に対する短期研修を実施する施設として、農村青年研修館を8カ所(35年度まで13カ所)を設置し、経営伝習農場と有機的1体運営を図り、地域農業の指導及び展示農場としての役割を果している。これら施設の卒業(修了)生は殆んど例外なく農業に従事し、農村における青少年クラブの中核者として、又改良普及員の良き協力者となつて活躍している。

35年度における各農場別生徒数及び施設整備予算は別表(9)、(5)のとおりである。